

令和2年度

# 消費者教育 フェスタ

身近なところから  
始めよう!

成年年齢引下げに向けた地域における消費者教育

## 議事録

# 目次

## 1. 基調講演 ..... 3

若年者への消費者教育に関する取組や成年年齢の引下げに関する対応等についての先駆者や専門家からの講演

講師：横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏

「自ら考え行動できる消費者市民へ -成年年齢引き下げを1年後に控えて-」

## 2. 地方公共団体における消費教育の事例報告

自治体で行っている消費者教育に関する取組や成年年齢の引下げに関しての事例報告

発表者：埼玉県 ..... 15

埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課 原口真理子 氏

埼玉県立三郷北高等学校 教諭 石田実里 氏

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭 池垣陽子 氏

青森県 ..... 26

青森県環境生活部 県民生活文化課 長尾裕子 氏

青森県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 増田あけみ 氏

沖縄県 ..... 35

沖縄県教育庁県立学校教育課 平良みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター 西原とも子 氏

## 3. パネルディスカッション ..... 41

テーマ「消費者教育の推進体制を構築する際のポイントと授業展開」

登壇者：コーディネーター

横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏

パネリスト

(公財) 消費者教育支援センター専務理事・首席主任研究員 柿野成美 氏

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 原口真理子 氏

埼玉県立三郷北高等学校 教諭 石田実里 氏

埼玉県立蓮田松韻高等学校 教諭 池垣陽子 氏

青森県環境生活部県民生活文化課 長尾裕子 氏

青森県消費生活センター消費者教育コーディネーター 増田あけみ 氏

沖縄県教育庁県立学校教育課 平良みどり 氏

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 消費生活センター 西原とも子 氏

# パネルディスカッション

## 「消費者教育の推進体制を構築する際のポイントと授業展開」

コーディネーター

西村 隆男 氏 横浜国立大学 名誉教授

パネリスト

柿野 成美 氏  
公益財団法人 消費者教育支援センター  
専務理事・首席主任研究員

原口 真理子 氏  
埼玉県教育庁県立学校部 高校教育指導課

石田 実里 氏  
埼玉県立三郷北高等学校教諭  
(現在、埼玉県消費生活支援センター 研修生)

池垣 陽子 氏  
埼玉県立蓮田松嶺高等学校教諭

長尾 裕子 氏  
青森県環境生活部 県民生活文化課

増田 あけみ 氏  
青森県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

平良 みどり 氏  
沖縄県教育庁県立学校教育課

西原 とも子 氏  
沖縄県子ども生活福祉部 消費・くらし安全課 消費生活センター  
(高等学校公民科教諭)

西村：

それでは、早速、パネルディスカッションに入りたいと思います。

ただいま、成年年齢引下げに関する私からのお話と、そして、各地の皆様方、今日のパネリストに集っていただき、各県の実践事例をご報告いただきました。この皆様にオンラインでつなぎまして、さらに消費者教育発信の殿堂ともいえる、消費者教育支援センターの柿野成美さんにも加わっていただきまして、内容の濃い議論を進めていければと思っています。どうぞ、皆様よろしくお願いたします。

それでは、早速で恐縮ですが、冒頭に柿野さんのほうから、先ほどの各県の事例報告の印象、さらには消費者教育の地域における実践のご事情等も含めて、支援センターの状況など、説明いただければと思います。ご発言をよろしくお願いたします。

柿野：

皆さん、よろしくお願いたします。消費者教育支援センターで、専務理事・首席主任研究員をしております、柿野成美と申します。今回は、このパネルディスカッションから参加をさせていただきます。

前半、西村先生の基調講演、そして、3つの自治体の取組のお話をいただきました。皆さん、お聞きになって、圧倒されたのではないかなと、思っているところです。それぞれに素晴らしい取組で、特に、このコロナという状況で、できないことを数えてしまいがちな

1年間だったと思いますが、そういった中でも、こんなに工夫して、こんなにいい取組ができるということを実践報告から感じさせていただきました。

西村先生の基調講演の中に、コロナの時代というのは立ち止まって考える、私たちに与えられた時間だとお話がありました。まさに、そのとおりだなと思います。立ち止ってじっくりと考えつつも、何ができるかを積極的に考えて、具体的な取組となった実践報告をお聞きできて、とてもうれしく思ったところです。この後、皆さんと一緒に、議論させていただくことを非常に楽しみにしております。

では、最初に、私からは、所属しております消費者教育支援センターのご紹介を少しだけさせていただきますと思います。

公益財団法人  
消費者教育支援センターの取組

公益財団法人消費者教育支援センター  
専務理事・首席主任研究員 柿野 成美

文部科学省消費者教育推進委員会委員  
小学校学習指導要領解説(家庭)執筆協力者

消費者教育支援センターでございますけれども、西村隆男先生が初代の主任研究員で、おかげさまで今年

30周年を迎えます。平成2年に設立されて以来、全国各地で消費者教育の取組のお手伝いさせていただいております。

**公益財団法人  
消費者教育支援センターとは？**

おかげさまで  
30周年

青少年の消費者教育の普及推進を目的として、平成2年に文部省と経済企画庁（現文部科学省、消費者庁）の共管法人として設立した団体です。

全国各地で  
消費者教育推進の  
お手伝いをさせて  
いただいています

- 消費者教育に関する調査研究・教材作成**  
児童・生徒、学校の教員や行政機関等を対象にアンケートやヒアリングを行っています。また、クイズやマンガ、ロールプレイ、ゲーム等の手法を活用した教材本、教材、教員の指導教材の作成も実施しています。
- 消費者教育に関する情報収集・提供**  
機関誌『消費者教育研究 NICEニュースレター』を毎月2回発行し、最新の話題・情報を提供しています。ホームページでは、シンポジウム等のイベント案内や、出版情報の掲載もしています。
- セミナー等の企画・運営、講師派遣**  
消費者教育に関するテーマを契りとし、シンポジウムや研究会、講座を開催しています。また、教員や行政職員、消費者リーダー等を対象に、消費者教育や消費者問題に関する講座の企画・運営および講師の派遣を行っています。
- 消費者教育教材資料の表彰**  
1年に1回、企業・業界団体、行政及び消費者団体・NPO等が作成した学校向けの教材を対象に、教材資料表彰を実施し、学校で活用できる教材の作成・普及を支援しています。

中でも、学校の現場ですぐに使える教材情報を皆さんにお届けするため、消費者教育教材資料表彰を毎年実施しております。地方自治体あるいは消費者団体が作成する教材などの情報を提供をさせていただいております。毎年、現場の先生方にご協力をいただきまして教材を評価していただき、中でも最も優れたものに対して、「内閣府特命担当大臣賞」を出させていただいております。

**消費者教育教材資料表彰**

学校ですぐに活用できる優れた教材を毎年表彰しています！



<https://www.consumer-education.jp/activity/contest.html>

**1年間学校現場で活用し、その評価をもとに「内閣府特命担当大臣賞」を決定**

2020年内閣府特命担当大臣賞  
浜松市「浜松から未来をひらくエシカル消費  
-SDGsの達成に向けた消費者市民としての行動-」(中学校向け)



毎年、評価をしてくれる教員を募集しています！

2020年の大臣賞には、浜松市のエシカル消費に関する教材を表彰させていただきました。そして、これら

教材が最近、検索できるようになりまして、教材の対象や形式などから検索できるようになっておりますので、ぜひ、ご活用いただけたらと思っています。

**受賞教材が検索できるようになりました！**

「消費者教育教材資料表彰」優秀賞教材 検索

学校や講座で活用できる最新教材を検索できます

受賞年度: 選択してください

学習領域: 選択してください

対象: 選択してください

教材媒体: 選択してください

教材制作主体: 選択してください

キーワード:

検索 リセット

また、今回のコロナ禍による全国一斉臨時休校中に、私たちに何ができるだろうかと考えた結果、教材表彰の中で、自宅での自主学習に使えるようなサイトをまとめてWeb上でご紹介することにしました。さまざまな教材がございますので、こちらもご覧いただけたらと思います。

**全国一斉休校の子供たちに向けて  
自宅学習サポートサイトも作成しました！**

このバナーを  
タップしてね

NICE  
自宅学習サポート！

おうちでまなぶ、消費生活

小学生・中学生・高校生みなさんに  
自宅で学びやすいWEB教材を紹介するページです。

また、オリジナルの教材も作成しております。これは小学校・中学校の教材になりますが、先ほど池垣先生が消費者アクションゲームのお話もしていただきましたが、こういったゲーム教材なども作成しています。

**オリジナル  
小学校・中学校向けの教材が完成しました！**



## 現場のニーズに応じて教材を提供しています



にかかわっています荒川区の小学校ですがカリキュラムマネジメントによって消費者の視点を持った教科横断的な消費者教育の取り組みが行われています。

もう1つは、文部科学省の消費者教育推進委員会では、「いつでも どこでも だれでも できる ヒント&事例集」という啓発冊子を以前に出しておりましたが、現在、改訂作業を進めているところです。年度が明けたくらいには、皆様にもお届けできるのではないかと思います。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

西村：

ありがとうございました。それでは、パネリストの皆様方と共にディスカッションを進めてまいりたいと思います。この今日のディスカッションに関しまして、このように進めていこうと考えています。

1つは、実践上、要するに消費者教育の実践を進めていく上で、あるいは進めてきたことによる成果、評価、さらには改善点、課題ということについて、どうなんだろうかと。こういう実践上の成果や課題について、少し議論をしてみたいと思います。

その中で、生徒の反応、あるいは関係機関、今日も事例発表の中でございましたが、ほとんどのご発表の中で、消費生活センターをはじめとする連携のお話が出ていたかと思います。その辺りのことについて、うまくやれたとすれば、秘訣がどこにあるのか。あるいは、まだまだクリアしなければいけない課題があるとすれば、どこにあるのか。そういったことを1つのテーマとして、議論をしてみたいと思います。

それから、もう1つは、先ほど柿野さんのお話にもありましたけれども、このコロナ禍で、昨年1月以来の実践が非常に難しい。特に、当初は4月の緊急事態宣言によって、全国休校期間がありました。生徒数を半分ずつ登校させるというような、大変ご苦労の時期を経てきたと思うのですが、そういったコロナの感染症の広がる中で授業の工夫という点で、どんなことができたのか。その辺も少し議論ができればと思っています。

また、このディスカッションでは、皆様方からのご質問をお受けし、個別の事例発表の方々に対して、あるいは私に対しても結構ですし、全体に対して投げかけるようなご質問・ご意見、こういったものも出していただき、それに何らかの形でお答え、あるいは議論をしてみたいと思っています。

それでは、早速進めていきたいと思いますが、最初のテーマとして、消費者教育実践を進めていく上での

## セミナーやシンポジウムを開催しています



また、セミナーやシンポジウムを開催しており、今年は3月29日に予定しておりますので、参加をご検討いただきたいと思います。

以上勝手にPRをさせていただきましたけれども、私どもは消費者教育の専門機関として、全国各地で取組をお手伝いさせていただいております。今年は対面での研修がかなり少なかったのですが、ご要望に応じてオンラインを使ったワークショップ形式の研修なども準備させていただいております。

これからも消費者教育の専門機関として、みなさまと共に実践をつくっていきます。



この続きは、公式Webサイト、公式facebook、公式Twitter、公式Youtubeチャンネルをご覧ください。

10

所属機関のご紹介の他に、2つお話しさせていただきます。ひとつは、東京都教育委員会で消費者教育の指定校という形で、小学校にて研究授業を進めていく取組

生徒の反応、成果です。先ほども、ご報告の中でございましたけれども、実践を進めていく上での評価、課題について、各県のパネリストの方から5分程度お伺いしたいと思います。

最初に、埼玉県の方からお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょう。原口先生、お願いします。

原口：

よろしく申し上げます。では、授業実践を進める中で生徒の反応や成果、課題についてお話しします。今回、蓮田松韻高校の池垣先生から授業実践を報告してもらいましたが、私もその授業に参加させていただきました。実際に講師の先生を招いて、寸劇を入れながら取り組まれた消費者教育の授業では、生徒がとても主体的に取り組んでおりました。

また、授業の成果としては、授業後の感想から、生徒も自分事として捉えており、消費者市民としての考えを持った内容なども出ておりましたので、とても成果があったと思っております。

課題としましては、こういった取組が一部の高校に留まっている現状もございますので、こういった取組を県内に広めていけるように取り組んでいかなければならないと思っております。以上です。

西村：

ありがとうございます。今ご紹介があった池垣先生の授業で、非常に生徒が主体的あるいは自分事として取り組むことができたとお話がありました。そこまで引き上げていくための授業の工夫というのでしょうか、どの先生でもできることではないと思うのですが、池垣先生としては、そこはどのように、生徒に主体的な考えが定着する、あるいは授業で自主的な発言が出るような何か工夫をされた、心がけていたことがあれば、ご紹介いただけますか。

池垣：

もともと家庭科の他の分野、例えば食生活と比べると、消費生活分野は大抵つまらなそうと言われます。ですが、今はSNSを通じた消費トラブルがとても多いので、高校生の必需品であるスマホやSNSなど、生徒が興味・関心を持ちそうなネタをたくさん仕入れて活用しています。

また、動画に慣れている子たちですので、短い動画だったり、実際見せると、身を乗り出して、面白そうだなと反応します。きっかけをつかんで考えさせると、「案外トラブルとか身近にあるんだな」、「自分は加害者

側には行きたくないな」という声があがり、気持ちを揺さぶることができる手ごたえがあります。

西村

ありがとうございます。先ほどの事例報告の中で、沖縄県の名義貸しのビデオはすごくよくできています。大変な事態を招いて、現実の話ですから、あれも元はといえばSNSが中心です。ですから、まさに若者はスマホによって被害の渦中に入っていく。だからこそ、授業の中でも、そうしたSNSあるいは学校での活用ということなのです。

先ほど各校を訪問されたという西原先生のお話がありましたけれども、DVDの活用という視覚に訴えるようなやり方は、一定の効果があるんだろうと思います。

青森県さんのほうでは、生徒の反応や授業の成果、評価という点、いかがでございましょうか。増田さんか、長尾さんか、よろしく申し上げます。

増田：

それでは、増田から話します。立場として、学校で授業をしているわけではないので、センターとしてのお話をしたいと思います。

まもなく社会に出る高校生にとって、消費者教育が重要だということは、学校の先生方はよく理解しています。ただ、限られた教科の時間の中で実施するためにはカリキュラムマネジメントでの実施が非常に効果的です。しかし、学校現場で教科間での話し合いなど、連携の時間を取ることは非常に難しい状況にあるという声も聞いております。

そこで、高校教員などで構成する検討会議において、消費者教育体系イメージマップを基に、どの教科のどの単元で何を教えるのか、関係する教科はどれなのかなどを目に見える形でまとめていく。これを学校に提供することで、先生方が手軽に、ここでこうすればいいんだな、今やっているのは消費者教育なんだなということを実感して、生徒に指導できるのではないだろうかと考え取組みを進めております。

また、発表の中でもお話をさせていただいたのですが、どうしても契約というのは法律にかかわることなので、弁護士、司法書士などの法律の専門家に授業にかかわってもらうことは非常に大事だと思います。かかわってもらうことで、生徒の授業に対する目の輝きが変わります。専門の方がいらっしゃるというのは非常に効果があると考えております。講演という形だけではなくて、授業の中で弁護士さんたちに役割を担ってもらう事例を積み重ねていきたいと思っております。以上です。

西村：

ありがとうございます。今出てまいりましたように、各県でもこの契約問題に関しては、専門家の力を借りること。これは時に、その専門家の方が高校生の理解を超えたところで、話をされるというようなことも耳にすることがありますが、先ほどご報告の中で埼玉県石田先生でしたか、T.Tで専門家とやるという、こちらは専門相談員さんとの組み合わせでありますけれども、こういった専門家の方がひたすら一方的にお話をなさるのではなくて、ちゃんとその授業計画の中にうまく組み込んで、ある部分を専門家にお話をさせていただく。そして、また先生の話に戻すとか、そのような工夫によって、かなり違ってくるのではないかと。

それから、全クラスでやったというのはどちらでしょう。埼玉でしたか、8クラスでやったというのは、石田先生のご報告です。時に、専門家の講義のときに、学年全員を集めて講堂でやるという話もしばしばありますが、埼玉の場合、確か池垣先生のところは、そういうケースに近いかなと思うのですが、もちろん、それはいろいろな状況で弁護士の方に各クラスを回ってもらうというのは難しいのかもしれませんが40人くらいのクラスでお話を聞くのと、300人が集まって高い位置から話を伺うのとでは、なかなか生徒への伝わり方が違ってきます。だから可能な限り、授業の単位で、クラスの単位でできるような工夫という、これはもしかしたら、オンラインを使って同時に各クラスに配信するとか、何か方法があるかもしれないです。この辺は検討課題になってくるかもしれません。

それでは、沖縄県さんのほうから授業の反応とか、その辺りを教えていただきたいと思います。特に、西原先生は公民科ということで、先ほどご報告の中で地理・歴史の授業で、途上国の問題、これに触れられたというお話がございました。その公民科の観点から、どうやって引き付けるような授業を展開されたのか。あるいは子どもたちが十分絡んできたのか。その辺り、お話をいただけたらありがたいと思います。

西原：

先ほど発表させていただいた地理の授業での取組に関してですけれども、あの取組は、私個人で行ったものではなく、私が以前の学校で一緒に勤務した同僚が取り組んだものを提供していただきました。彼女は担当している科目に限らず、生徒たちの時事問題に関する関心を高めるために、また話す力などをつけるというところから、授業の始めに時事問題の発表をさせるという取組も行っています。

地歴・公民の科目というと、どうしてもイコール暗記科目というイメージが生徒たちにとっては非常に強いところがあると思いますが、社会とのつながりを一番学ぶことができる科目ではないかというところから、日々さまざまな工夫をしています。

発表させていただいた取組は、コーヒー農家を例にしてはいますが、なるべく提示できるものは実物を提示するとか、生徒の身近にあるものを教材に取り上げるといったところを非常に重視しているので、生徒たちも自分事として考えることができたのではないかと感じています。以上です。

西村：

ありがとうございます。課題として、生徒に、こうした消費者教育、消費生活にかかわる問題を身近に感じさせることができるかどうか。

今お話をいただきましたところで言いますと、実物提示というのがございました。これは1つ、事例として特にフェアトレード商品、これは家庭科等でも扱えると思います。商業科でも、たぶん、扱えると思います。

一方で、先ほどの名義貸し的な話は、いわゆる悪質商法絡みのものは実物というわけにもなかなかいきませんので、それは動画等で見せて、こんな場面が現実には起きているんだということを示すとか。あるいは弁護士さん、消費生活専門相談員さんから具体的な相談事例、ケーススタディという形で事例を聞くとか。それを自分の問題として、捉えられるような形で学習するとか。そのような工夫があるのかなというのを今聞きながら感じたところです。

今もうすでに、若干かかわっていますが、関連機関や人、弁護士会、消費生活センターあるいは、司法書士会になり、そういったところとの連携はどうでしょうか。うまくいっている、あるいはうまくいかない。そこに何か秘訣がないかなと、ちょっと議論いただけたらと思うのですが、青森県さんのほうはいかがでございましょうか。長尾さんからいきますか。

長尾：

学校での教育なので、連携先としては県の教育委員会、小学校・中学校であれば市の教育委員会との連携が必要不可欠になっています。消費を担当しているのは行政部局なので、なかなかパイプがないのですが、増田さんのような教育分野で活躍された方がコーディネーターで入っていただくことによって、そこはかなりスムーズに連携ができているのではないかと考えています。

もう1つ、事例発表のときにもお話ししましたがモデル校という、点だけではなくて面に広げたり、継続性を考えると、教育委員会だけではなくて、PTA 連合会とか、教育研究会の各教科部会とか、実際に動いているレベルの方々のご協力がすごく必要になってくるかなと思っています。

もちろん、本県でも消費者教育の推進地域協議会の組織があり、中学校長会とか、高校の関係教科の会長さんなどに入っているのですが、それだけではなくて、現場レベルでの先生方が入っている検討委員会というものが重要なかなと思っています。

あと、もう一点、事例の中でも言いましたが、聞いて終わり、分かって終わりではなくて、それを自分から発信したり、どこかに行って発表したり、それを踏まえて何かしらに活用していくということで、生徒たちの生きた知識といいますか、そういった部分につながっていくと思うので、教育分野にかかわらず、さまざまな連携先と連携していきたいと心がけています。以上です。

西村：

ありがとうございます。青森県さんの場合、今日は消費者行政という形で、長尾さんにご参加いただいていますので、消費者行政から見た関連、要するに教育委員会との連携というようなお立場で少しお話をいただいたと思います。

その際に、今パネリストで一緒に出ている増田さんはもともと学校の先生でいらっしゃいますし、現在、消費者協会にいらっしゃるということになりますので、いわば、そのパイプ役、コーディネーター役を現にやっていますので、そこはスムーズにいらっているところだろうなと思いつつ、伺ったところでは。

沖縄県さんのほうはいかがでしょう、機関連携に関しましては。

西原：

まず、私が勤務させていただいている消費生活センターが1階、所属課の消費・くらし安全課が3階、平良主事の所属先である県立学校教育課が13階と関係機関が全て同じ沖縄県庁舎内にあります。

他県がどのような状況か分からない中ではあるのですが、私はこの約10カ月間、勤務させていただいた中で、ちょっとした時間に対面で話ができたり、連絡をすぐ取り合える環境というのは、非常に大きいのではない

かと感じています。それが先ほど平良主事からの発表の中でありましたけれども、2019年11月の高校生の仮想通貨の投資話の対応にもつながったと思っています。

普段の勤務の中でもそうなのですが、私がお世話になっている消費生活センターのほうに相談員の方が毎日5、6名勤務していらっしゃいますので、相談員の方から日々、相談の内容とか、件数の傾向とか、さまざまなことをご助言いただけるので、そういったところが連携という点で考えるとスムーズにできている。また、環境のメリットを生かせるところなのかなと感じています。以上です。

西村：

ありがとうございます。先ほどのご発表でもありましたけれども、たまたま仮想通貨の、いわゆるビットコインのようなものの儲け話の相談があり、それがきっかけになって調べてみたら、134名の方がその中に巻き込まれていたという状況だったわけです。ですから、これもある意味、発覚したから、大きくならずに防ぐことができたのかもしれない。そういうところから、連携がこれまで以上に強化されていないと、なかなか出てこないということになってしまうかもしれません。

そういう意味では、来年4月1日からの成年年齢引き下げということを意識すれば、この1年が勝負かと思えます。この1年間の中で、どこまで充実した教育が展開できるかということが重要だと思います。それと同時に、今も話題に出ていましたが、PTAとの連携、特に家庭における消費者教育と言ったらいいでしょうか、家庭・親御さんがどのように、この問題を捉えているのか。もしかしたら、全く18歳成人のことも意識していらっしゃるご家庭が多いかもしれない。こういったこともちょっと調査してみたいと思うわけですが、この辺をさらに連携を強化していく必要があるかなと思います。

それでは、この点に関し、埼玉県さんにお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。石田先生、お話しいただけますか、あるいは原口先生。

石田：

では、私のほうから失礼します。関連機関の連携の秘訣や課題ですけれども、まず1つ目は、まだまだ埼玉県のほうでは、教員間での消費者教育の必要性の浸透がもうちょっとかなというのが正直な印象です。他県さんのような具体的な実践例などもあまり挙がっていない状況が、この研修で感じておりますので、まず

は必要性を知ってもらって、消費生活講座なども実証していくような、間口を広げるところからスタートしなければいけないなというところが1つです。

当然、相談員さんのスキルも上げなくてはいけないところも、1つ課題となっておりますので、2月に池垣先生と私で、埼玉県の相談員さん、それから一部、弁護士さんを含めた講座のつくり方研修会というものを検討しております。そこで、私と池垣先生と別々に実証するのですけれども、内容としてはつくり方を高校生向けの話の仕方だとか、どういうことを教員側が求めているかということをお話ししようと思っております。今、私がちょうど消費生活センターにおりますので、どんなことを困っているのか、直接、相談員さんと話ができましたので、事前打ち合わせで必要な資料やチェックシートのようなものも用意しようかと考えています。

もう1つは、これは教員からの立場ですけれども、相談員さんや特別講師をお呼びするのは、時間割上、すごく難しいんです。例えば、私の学校ですと、8クラスございますので、一学年8クラス全部、同じ内容で扱わないと評価にずれが出てしまったりすることは絶対あってはならないので、一年間、家庭科でもいろいろなジャンルのものを取り扱う中で、その1コマを入れるための事前事後の準備、それから、同じ教科の中の先生の了解をいただく、そういう根回しというか、広い意味でいろいろな先生にご理解をいただいた状態から入っていかないと、難しいというのは感じているので、まずは必要性を解決するのが課題かなとは思っております。

西村：

ありがとうございます。先ほどの石田先生のご報告の中でもありましたけれども、教員調査をやられたときに、「家庭科の中で消費者教育を実施していることを知っているか」というご質問に対して、「知らない」という数値が44%という、ちょっと驚きの数字がありました。ですから、もしかしたら、それが実情なのかもしれない。ご本人は消費者教育的なことをやっているけれども、それを消費者教育として認識していらっしやらないということかもしれない。

だから、先ほど池垣先生のご発言の中では家庭経済領域、そこはどちらかという、家庭科の中でもちょっとおろそかになりがちの部分だというような話があったことも関係するのかもしれないです。もちろん、調理実習で食品ロスの問題を扱うとか、いろいろなことが、たぶん、できると思いますが、なかなかその分野の学習になると、中身にどうしても徹してしまうとい

うところがあるのかもしれませんが。そういう意味では、教科としての研究も必要になってきます。また、外部との連携を取っていくというためには学校全体の了解が必要で、なかなか管理職がその気にならないと、うまくいかないという部分もあると。

そういう意味では、沖縄県の西原先生が先ほどご発表の中で、最後12月に全県下の高校・支援学校81校をお回りになって、それから消費者教育（ビデオの活用）について短時間ではありましたが、お話ができたということでしたけれども、管理職に会ってお話なさったというのは、ものすごく、これは重要な、この消費者教育推進の手掛かりになるという印象を持ちました。

また、今、石田先生のお話で、講座のつくり方勉強会、こういったことを進められると。どうしても授業に慣れているのは学校の先生ですから、学校の先生はいろいろな工夫をしたり、ネタの出し方、たぶん、生徒の当て方は、それなりのノウハウを持っている。ところが、相談員さん、それから弁護士・司法書士の方は、そういう訓練を受けている方では残念ながらないわけです。その辺でお話の仕方、あるいはここまでのことはちゃんと生徒は理解しているということを事前に打ち合わせを行い、話し合いの中で進められるというのはとてもいいことだと思います。

ここまでの話を伺いながら、柿野さんにコメントをいただくというのはどうでしょうか。よろしいですか。もしできたら、そのようにお願いしたいと思います。

柿野：

ありがとうございます。以前から、教育委員会と消費者行政の連携が難しいということが言われてきたところですけれども、今日お聞きした3つの自治体は、うまく連携されている、良いケースだと非常に強く感じました。その1つのキーになるのは、青森県であれば、消費者協会の増田さんが消費者教育コーディネーターという、学校とのつなぎ役になっておられたり、あるいは沖縄県であれば、公民科の西原先生が消費生活センターに出向するという形で人事交流があったり、あるいは埼玉県では現在、三郷北高校の石田先生が埼玉県消費生活支援センターに在籍されているということで、学校教育部門と消費者行政部門が同じ目線で交流できる土壤ができています。ということ非常に強く感じました。

先ほど西原先生のほうで、同じ建物の中に関連機関があって、連携がしやすいというようにおっしゃっていましたが、私の知っている自治体では県庁の4階に消費者行政があり、その上の5階に教育委員会がある

けれども、この1階分の階段がどうしても上れないとおっしゃる自治体の担当者の方と話したことがあります。それをこういった先生方の人事交流等で、具体的に乗り越えることができると勇気づけられた方もいたのではないのでしょうか。

それから、青森県の事例の中で、カリマネをどのようにやっていくかというお話がありました。学校の中で、消費者教育は家庭科や公民科の先生が中心にはなるのですが、それだけでなく、学校全体としてこの問題を捉えて、成年年齢引き下げに向けて学校全体として向かっていく体制をつくっていくことが大切です。そのためにはカリマネをそれぞれの先生方が意識して、各教科の中で、あるいはそれ以外の活動の中で、どんなことができるのか、意識を持って行う体制づくりということが欠かせないのではないかと思います。

そのために青森県では、研修の中でイメージマップを基に目に見える形にして、ご自身の教科の内容がここにかかわっていると、整理されているというお話がありました。私も教員研修で、よくそのやり方をしますが、そういった手法を用いたりして、「消費者教育は、みんながやっていくもの」という教員の意識改革をしていくことがこの後、一層重要だと思えます。

沖縄県では、「3年目研修」ということで、研修の機会がありますが、これは全ての教員というように理解していいのでしょうか。選択制でしょうか。

平良：

全ての教員です。3年目になった先生方を対象としており、特別支援学校も含めてです。

柿野：

ありがとうございます。

消費者教育に触れる機会がないと、なかなか意識できないということなので、悉皆研修に位置づけることが非常に重要なのかなと思いました。

最後に一点、前半に「生徒の反応」というお話が前半にありましたけれども、1つ、興味深い調査結果があります。消費者庁が作成した「社会の扉」、皆さんご存じだと思いますけれども、そちらを徳島県で活用して実証実験をされました。その追跡調査の結果、高校1年生の段階で授業を受けて、3年生のときにもう一度、その12問のクイズをやってもらったところ、授業の後には得点率が上がっているけれども、1年後、2年後にはまた元に戻っているという調査結果です。

この授業、もちろん、徳島の先生方も工夫して取り組んでいただいていると思いますけれども、社会に出

る前に確実に契約に関する知識を身につけていく、あるいは知識だけでなく、それを活用して、契約や解約の場面になったときに、自分事として適切な判断ができる。そういう消費者教育をどのように行っていったらいいのか、といった課題もまた一方であるのかなと感じています。以上です。

西村：

ありがとうございました。今、最後のほうで柿野さんが指摘されました、徳島県の調査です。私も調査報告書を見ましたが、これはホームページで公開しています。

確かに、知識レベルだと2年後になると、もう忘れてしまっているということです。例えば、私の記憶では、通信販売にはクーリングオフがあるかないか、それから、いったん買ったものをキャンセルできるか、そういったレベルのことを聞いているわけですが、つまり、先ほど来、お話が出ていたように、自分のものになっていないという。それを知ることだけが消費者教育になるわけでは全くないので、実際に、それが自分の消費生活行動で反映されなければならないので、その辺はどうやって慎重に物事を考えるかとかいうようなもののベースになっていくところだろうと思えます。

何か1つ、他機関との連携とか、それから先ほど石田先生でしたか、学校間の他の先生方との関係というのは、同じ学校内のです、そういったことも含めて考えると、アイデアになるか分からないのですが、職員会議のような形で全職員が集まる授業研究会みたいなものをつくって、テーマを成年年齢引き下げにする。保健体育の先生も、それから理科の先生も、全ての先生が来年4月から18歳成人になるんだということを理解していただいて、それぞれの先生がクラス担任をされるわけですから、家庭科、公民科、商業科において、より授業の中での確に学習を教えて、教育していただく。

そのときに、実現したらすごくいいなと思うのは、弁護士さん、あるいは司法書士さんに来てもらう。最初の40分なり50分、あるいは消費生活相談員さんでも結構だと思いますが、それを一校の中の全先生方がまず聞く。そうやって、今こういう問題があるんだということを共有する。先ほどの沖縄県の名義貸しのビデオを全員で見るということもよろしいかと思います。そういうことを行って共有するのが、消費者教育が高校生たちに浸透していく、高校生を預かる学校、先生方が意識を共有するということが重要だろうと思いま

す。

それでは、もう1つ、今日の議論のテーマで、先ほどお話ししました、この1年来のコロナ禍という状況の中での消費者教育の実践の工夫や課題について、お伺いしてまいりたいと思います。各県から、申し訳ないのですが、3分前後でお話しいただければと思います。

それでは、また発言順をずらしていただきますが、沖縄県さんからお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

平良：

沖縄県は、コロナ禍の中でしたが、先ほど報告もいたしましたように、10月9日に国民生活センター主催の教員向けの講座を実施することができました。本県は離島県でもあり、県外研修への参加が難しいので、県内で消費者講座が実施できたことで、先生方の理解につながったと思います。

私が大事にしたいのは、校種間の交流であり、教科間の交流をしてほしいということで、この研修の中で、特別支援学校の先生、地歴・公民の先生、家庭科の先生、国語の先生もいらっしゃいましたので、そういった研修を通して、消費者教育を皆さんが知っていただく機会になったというところでは、とてもよかったなと思っています。

西原先生からもお願いします。

西原：

繰り返しになりますが、先ほど紹介させていただいたDVDは、外部から講師をお招きしたり、学年全体で集まって何かをするというのが非常に難しかったり、計画しても実施ができなかったり、さまざまな状況がありましたので、訪問させていただいた学校の管理者からは、まず、3年生の各クラスで見せて、その後、年度末までに2年生、1年生というようにクラス単位で活用したいという声もありました。

ですので、外部から講師をお招きするのは非常に有効ですが、1つの教材を学校全体で機会を分けて使っていくということも非常に有効だと、今回、感じました。こういった教材開発をまた今後やっていけたらと考えています。以上です。

西村：

ありがとうございました。ぜひ、この沖縄県の名義貸しのビデオ、確か30分くらいかと思いますが。

西原：

37分ほどです。

西村：

37分、では40分くらいですか、ちょっと長いですが、非常にリアルな形でできているので、今日、受信されている皆さん方も、ホームページから見ることができますので、ぜひアクセスして見ていただけたらと思います。ありがとうございました。

それでは、埼玉県さんに行きたいと思っています。コロナ禍の対応ということで、ご発言のほうお願いいたします。では、原口先生、お願いします。

原口：

埼玉県です。お願いします。埼玉県もおかげさまで、コロナ禍ではありましたが、今年も成年年齢引き下げ研修会ができました。この研修は、昨年度から行っておりまして、令和4年度の成年年齢引下げに向けて、県内の県立高校を対象として実施しました。今年度で全ての県立高校が消費者教育に関するこちらの研修会に参加しました。

家庭科の研究会では、消費者教育に関する講演を考えていたのですが、コロナ禍のため実施できませんでした。書面での開催のため消費者教育に関する資料配布、Google フォームを活用した消費者教育に関するアンケートを実施し、意見の集約を行いました。状況がこれからも続くと思いますので、このようなさらに先生方と情報共有できるよう、工夫していきたいと思っております。

池垣先生、その他に何かいかがですか。

池垣：

私からは、先ほどの事例報告で、「埼玉消費者被害をなくす会」所属の弁護士の方から講演をいただいたという話をいたしました。実は、いろいろな学校行事がコロナの関係で中止になった分、浮いたロングホームルーム、総合的な探究の時間を使って講演会を行ったものでした。また、先生方にも知っていただきたいということもあり、若手の先生が寸劇を行うので、ぜひ見に来てくださいと、職員会議で連絡して、教員の参加率を上げたいというのも、自分の中で狙いとしてありました。

あとは、この講演会の内容を踏まえて、実は12月に蓮田市の消費生活センターの相談員さんに学校に来ていただいて、「188 (いやや)」に電話をしたら、どんなやり取りがあるかということを生徒に体験させようと

考えました。ただ、コロナの感染拡大の関係で、前日に対面授業は難しくなりました。急遽ズームでやってみようとなりました。お互い、市も私も、ズームで講座をやったことがなかったので、バタバタと前日の夕方に、市の職員の方と練習をしました。当日は教室にあるプロジェクターに投影をしながら行ったのですが、生徒の反応はとても良かったです。

なので、コロナ禍で対面ができなくても、オンラインでもいろいろできます。逆にオンラインだと、少人数でのグループディスカッションもできるなど考えると、逆にいろいろできると思います。私もこういう機会がないと、ズームをやってみようと思えなかったもので、そういう意味では本当にいい機会だと捉えて、新しい授業実践ができました。以上です。

西村：

ありがとうございました。先ほどお話があった、若い先生に寸劇をやっていたというお話がありましたけれども、他の先生方の集まり状況はどうでしたか、池垣先生。

池垣：

その時間、他の2、3年生はロングホームルーム等もあったので、行きたくても行けない先生はいらっしゃいましたけれども、寸劇を見に来てくださった方は結構多かったです。

寸劇をやる先生方は結構ノリがよくて、それをきっかけに職員室で話ができたりしたので、やってよかったなと感じました。

西村：

ありがとうございます。それでは、青森県さんのほう、いかがでしょうか。コロナ禍の対応ということで、ご発言いただければと思います。長尾さんからいいですか。

長尾：

皆さんと同じように、いろいろ制約がある中で、コロナ禍での高校生の消費生活実態が気になっておりまして、実態調査を11月からこの1月にかけて行いました。本県では全部で76校あり、すべての高校から約3,000名の生徒さんのご回答をいただきました。

どういう情報媒体を持ち、「SNSは何を使っているの?」というところからの調査でしたが、ほぼ100%スマホを持って、毎日のようにLINEを使っているという結果が出ましたので、LINEでの情報発信を始めたところ

です。SNSなどを入り口にしたトラブルも増えているので、そういったところも意識してやっています。(実際の画面を見せる)

画面は見えるかどうか分からないですけれども、こういう形で、情報を伝えています。

第1弾は、「18歳の成年年齢引き下げになったら、どうなるでしょうか」という3問のクイズに回答してもらおう取組で、クイズの正解を見て理解してもらおうような新しい取組をしています。

LINEは、今後、年度末までにあと4回ほど情報提供する予定で、5分くらいのトラブル事例の動画も作って、YouTubeで見てもらおうという取組をしています。

西村：

LINEを活用するというのは、ちょっといいですね。

長尾：

なかなか難しいところではあるのですが、新たなチャレンジでやっています。

増田：

先ほどコロナ禍のために、オンラインというお話が出ていたのですが、実は、今日午前中に、出前講座をオンラインで行いました。学校からは、このような形でできるのであれば、多くのクラスで行うことができるので、「是非お願いしたい」という話をいただきました。

これから予定している学校もコロナ禍のため中止になるかもしれないので、オンラインを提案したところ、「それであれば大丈夫」という回答をたくさんいただいているので、オンラインでの進め方についてこれから、講座の内容を、検討していきたいと考えております。以上です。

西村：

今の増田さんのお話は、対象は高校ですか。

増田：

高校生に対してです。

西村：

高校生に対しておやりになったと、今日ですか。

増田：

はい。

西村：

そうですね。これが広がっていくと、このご時世ですから、よろしいかと思えます。ありがとうございます。

今、コロナ禍の工夫あるいは課題ということで伺っていたわけですが、今日もコロナ禍で、本来ならば埼玉で、皆さん同じテーブルでお話し合いをするところですが、こういうズームを使った形でのオンラインのシンポジウムとなっています。

柿野さんに伺いたいのですが、こうしたオンラインでの消費者教育の推進について、これは具体的にどんな工夫や効果があるのか。そのご経験の中でお話いただけたら、ありがたいと思えます。

柿野：

コロナ禍ということで、一番大きく変わったのは出前講座に行くことができなくなって、オンラインの可能性をそれぞれ模索しているということだと思います。今まで例えば、1クラスずつ、相談員さんが出かけて行き、お話しするのは時間の都合上難しいという課題があった自治体でも、オンラインを使えばその時間だけ、そこに参加することができるので、工夫次第ではプラスの面もあるなという感じはしています。

あと、このオンラインは、誰もが教室の最前列で講座を聞いているのと同じというところも、いいなと思っています。これは小学校のケースですけれども、まち探検ができなくなったので、まちの商店の人とズームを使ってインタビューをするという授業実践を今年、拝見させていただきました。そうすると、子どもたちが画面に映る商店の方と一対一で会話をしていくわけですが、見学に行った場合であれば、後ろのほうにいる子たちは、そこまで主体的に参加ができなかったところが、誰もが同じように画面上で参加ができているように感じました。高校生であっても同様に、取組に対する主体性が変わってくるような可能性も感じています。

ただ、なかなか私もオンラインの研修会、いろいろなところでさせていただいているのですが、今日も聞いてくださっている方の顔が見えないので、皆さんがどのように思っておられるかが分からない。その寂しさ、もどかしさというものを常に感じているような部分もあります。

最近では、東京と地方をつないで、地方の会場に集まっている方たちのほうにもカメラを向けて、参加者の方の様子分かるような環境で講座をさせていただくようなケースもありますので、このやり方を少し工夫していくことによって、今まで不可能だと思われてい

たような課題を乗り越えていける大きなチャンスにも、ひょっとしたらなっていくのかなと思います。私も今、いろいろと模索しながらやっているところで、この方法がいいですよということはなかなか申し上げにくいのですが、ぜひそういった手法も皆さんと共有しながら、より良い形を模索していきたいと思っています。以上です。

西村：

ありがとうございます。私自身も講演会等で会場に皆さんが集まって、そこでちゃんと聞いてくださっているか、眠ってないかなというように様子を見ながら、また、時には、うなずいてくださったりすると、では、もうちょっと、そこをより丁寧に話そうというように、対象になっているオーディエンスが見える関係で進めたいという本音はございますけれども、今こういう事情でありますので、逆にそれをうまく効率的に使う手もあるだろうと。

ズームであれば、今日のようにある程度、双方向で必要な発言をしたりすることができる。もちろん、200人以上の方が今受信されているようですから、その方々との対応ができないというのが非常に残念なところではあります。

さて、そういう中で、今いくつかご質問も来ております。それをこれからご紹介しながら、ご回答をいただきたいと思いますが、それに先立って、それぞれ青森県、埼玉県、沖縄県のご発表、それから、これまでのご発言で、これはぜひ伺ってみたいということ、ちょっと説明をしてほしいというようなことが、それぞれのパネリストの方々から相互にあれば挙手をしていただいて、「この点はどのようにやっているんですか」と聞いていただけたらと思います。どなたか、ご質問やご意見ございますか。お尋ねしたいこととか、よろしいですか。もしありましたら、後ほどでも結構ですけれども、ご遠慮なくおっしゃっていただきたいと思えます。

それでは、受信されている今日の参加者の方から、いくつかご質問が来ているようであります。質問を拝見しますと、1つは、生徒が主体的に参加できる消費者教育教材の活用事例について知りたいということ。それから、これも少し事例報告の中でもございましたけれども、具体的なこういう教材があるということであればということかもしれません。

それから、2番目には、生徒たちは自分たちがもうすぐ成人になるということについて、どれほど意識や自覚を持っているかという質問があります。これは今の生徒の状況ということで、現場の先生にお答えいた

だけたらありがたいと思います。

それから、3番目ですが、成年年齢が引き下がることで起こりそうな具体的な問題点について、何となくは分かるけれども、何が問題なのか。起こり得ることを教えてほしいと、こういうお話、質問があります。

それから、もう一点は、時間を確保する。要するに、消費者教育の時間を確保するのが難しいのではないかと。これは、もちろん、授業時間という点も、たぶん、あるだろうと思いますし、それから先ほど来、教員研修が進められているというお話もありました。あるいは先生ご自身の授業研究の時間という意味合いもあるかもしれません。非常にご多忙な先生方であるわけでして、生徒指導であったり、部活であったり、そういう中において、この消費者教育の時間を確保し、生徒に学ばせていく。これが非常に難しいのではないかと。どのように確保しているのかということかもしれません。こういったご質問が今来ています。

どうでしょうか。最初の生徒が主体的に参加できる教材事例について、どなたか、教材としてご紹介できるものがありましたら、どうぞ手を挙げていただければと思います。いかがでございましょうか。柿野さん、ございますか。では、お願いします。

柿野：

私が冒頭、教材のことを少し話題にさせていただいたので、お話をさせていただきます。

ちょっとコロナ禍と逆行するのですがけれども、私どもはゲーム教材を作っておりまして、これまでは、生徒の反応が非常に良いと言われてきました。ただ、このコロナでゲームはNGという学校もあるというように聞いております。また、今日は高等学校のお話を中心ですがけれども、契約に関しては、小学校から学習内容として入っており、すごくよく考えられた小学校の教材がたくさん作られています。

ですので、高校で授業をされるときに、「小学校って、こんなことまでやるんだ」ということを、ぜひ先生方が押さえた上で、小学校でこの内容をやるなら、中学校・高校の学習内容の見通しも立て授業をしていただきたいと思います。

私どものホームページから教材が見られるようになっておりますし、教材表彰で優秀賞を取ったものもリスト化されていますので、ぜひご覧いただけたらと思います。以上です。

西村：

ありがとうございます。教材に関して何か他に、パ

ネリストの皆様からありますか。よろしいでしょうか。DVDのご紹介等もありましたけれども、そういったものがあるということでもあります。

それから、今度は現場の先生あるいは現場を経験された皆様に伺いたいのですが、「生徒たちは間もなく成人だという意識や自覚を持っているか」という質問が来ているのですが、それに関してはいかがでしょうか。

先生ということで、どなたからいきましょうか。埼玉はみんな先生ですから、石田先生、いきますか。お願いします。

石田：

私も今年は研修生ということで、学校にいる時間が短くなっているのですが、モデル授業をやったり、学校に出入りしていますので、去年からの動きも含めたお話をさせていただくと、高校生でいうと、あまり実感は持っていないような。危機感もないですし、何が変わるのといったときに、「成人式が変わるの?」ということが、まず一番に跳ね返ってくるような雰囲気です。あまり危機感というか、何ができるようになるということは気にしてない印象がございまして。

家庭科の準備室のところに、「成年年齢引き下げで何かが変わるの?」という大きなポスターをずっと貼っておりまして、そのことを「社会への扉」を配りながら話をすると、「えっ」というのが、まず第一声としてあがってきます。それは1年生から3年生まで全部に話をしても、「うーん」というところがありました。

「2022年、何があるの?」と、モデル授業のときに全クラスで聞いてみたところ、成年年齢引き下げだということをお答えられる生徒はあまりいませんでした。40人中、3、4人というような状況でしたので、本人たちは、まだまだちょっと身近なものとしては捉えられていないという印象があります。

西村：

ありがとうございます。池垣先生はどうですか。実際、毎日、接しているというお立場から、何か印象をいただければありがたいです。

池垣：

おおむね石田先生と同意見です。今、私は1年生を中心に教えています。令和2年4月に入学した1年生が中学生のときに民法改正案が可決されたので、中学校で学習したという声は多く聞いています。また高校の最初の授業で18歳成人の話をしたり、折に触れて話はしているので、意識は多少あるかなと。具体的なこ

とまでは知らなかったりするのですが、おぼろげながら感じています。

ただ、私としては、周りの大人のほうが知らないと感じます。保護者の方もそうですが、2022年4月以降、誕生日を迎えたら18歳で成人になるということをあまり知らない教員も実は多くいまして、そちらのほうが問題ではないかと感じます。

西村：

ありがとうございます。西原先生、いかがですか。生徒に対する印象としては、意識とか、18歳成人についてお願いします。

西原：

私も、この成人年齢引き下げが決まったときは、3年生の現代社会の科目を担当していました。当時の生徒たちは、該当する生徒たちが中学2年生だったので、「あと数年後に成人って、早くないか」という声がありました。選挙権年齢が引き下げられた後も、「自分たちでいろいろな物事を判断するにはまだ知識が少なすぎる」という声が多々あったので、どちらかという、まだ何となくイメージするという状況なのかなと感じました。

中には、学生だと、国民年金の免除申請ができますので、そこから成人年齢も自分で選べるのではないかというように感じた生徒もいました。

西村：

なるほど、選択制。

西原：

はい。18歳で成人として扱ってほしい人はそれでいい。まだまだ、自分は自立していないと感じている生徒は猶予できるのではないかという意見があり、非常に新鮮でしたが。

西村：

成人猶予制度みたいな感じです。

西原：

そうですね。喜ぶという感じも受けなかったですし、とても心配しているという感じも受けなかったので、ちょっとピンと来ていないという状況なのかなと感じました。

今日午前中は、金融広報委員会のアドバイザーの方の講座が近くの学校であったので、平良主事も一緒に

参観に行きました。3年生が対象でしたが、3年生の中にも同じようにピンときてない感じもありましたし、学校から出るときに会った2年生は、「自分たちも該当するの？」という感じだったので、生徒の間でも捉え方に差はあると思います。全体でいうと、まだまだ他人事というか、自分事としては考えにくい状況なのかなというのは印象としてはあります。以上です。

西村：

ありがとうございます。ちょっと見方は違うかもしれないけれども、今、生活を取り巻く状況ということでは、コロナの問題がとにかく大きすぎて、成年年齢の問題に意識がなかなか飛んでいかないということもあるかもしれないです。そうこうしているうちに、来年4月からスタートしてしまうので、もうこれは法改正がない限り、このままいくわけですから、そういう意味では先ほど石田先生から、「何が変わるの？」というポスターを教室に貼るというお話がありましたけれども、そういった意識付けのポスターを全ての教室に掲示をするとか、何か全校の取組なり、あるいは先ほど申し上げたような全教員の取組をできることなら、教育委員会として義務付けるということをお願いしてやっていたらいいかな、なかなか切羽詰った問題だという意識が形成されていかない。

先ほどお話があったように、「成人式が変わるの？」という程度の意識になってしまうかもしれない。しかも自治体によっては、もう成人式は20歳でやると決定しているところも多いわけです。だから、18歳成人でありながら、成人式は20歳で迎えるという非常におかしな状況が各地に、来年以降、発生していくことと思います。キャパシティの問題などもあって、そのようにするようですけれども。

先ほどご質問の中で、受信者、参加者の中からのご質問の中で、成年年齢が引き下がることで起こりそうな具体的な問題点ということで、これは私の話の中でもさせていただいたように、消費者被害であり、未成年者取消権が使えなくなることによる被害が、ほぼ確実に増えるであろうということです。ですから、契約は慎重にしなければならないわけですが、それが法定代理人の同意、今まででしたら18歳の高校生が、もし借金あるいは詐欺的な手法であったときに、僕は高校生だから、あきらめるとか、契約しないと、あるいはお金を借りることはできないというような事情があったとしても、そのときに、もし仮に生年月日を変えればいいんだよということで、20歳に合わせるような操作をすれば、これは詐欺術ですから、騙しですから、こ

れは未成年者取消権が使えなくなり、高校生であっても取り消しができないということになるわけです。ところが、今度は18歳ということになりますから、高校生も取り消し自体ができなくなるという事態が起きてくるというわけです。ですから、ことさら、この契約については慎重にということを読んでいただく以外に、この部分に関してはないだろうと。未成年者取消権の行使ができなくなるというところは、理解していただくことになろうかと思えます。

それから、ご質問の4番目に、時間の確保の難しさという点がありました。これはどのように工夫しているかということ、どなたかご発言いただけたらありがたいのですが。授業時間を確保する、あるいはご自身の研修、授業研究の時間を確保する工夫とか、何かヒントがあればご発言いただきたいと思います、どなたでも結構です。いかがでございましょうか。

原口先生、いかがですか。原田先生から何か、授業時間を確保する秘訣という大げさですけども、この消費者教育の時間がなかなか取れないというようなこともよく耳にするわけですが、そのあたり何かアドバイスをいただければありがたいと思えます。

原口：

よろしく願いいたします。埼玉県の記事の中でも、いくつか出させていただきましたが、消費者教育を単独で実施するのではなく、カリキュラムマネジメントで教科の中でも単元を合わせて行う。その他にも、1つの教科だけではなく他教科と連携することで、時短というよりは、限られた時間の中でより充実して行うことができると考えています。そういったことも発信できるように、今年の成年年齢引き下げ研修会では、教科連携についての取組も紹介させていただきました。

西村：

ありがとうございます。沖縄県のほうはいかがですか。平良先生、いかがですか。

平良：

まとまった授業時間の確保が難しいとか、また、情報共有する時間が難しいという話だと思いますけれども、私も先ほど報告の中でお話しましたが、生徒は様々な場面や属性を経験します。例えば、就職前の就職を希望している生徒、進学前の進学を希望している生徒、こういった生徒たちに対する進路活動の中の1つとして、消費者教育や奨学金について学ぶという機会もあると思えます。あとは寮で生活している生徒もおりま

すので、そういった寮の生活の中で学ぶべきことを伝えてもらうとか、本当にさまざまな場面の中で消費者教育を意識していただくだけでもいいのかなと思えます。

そのために、多くの先生方にも理解していただく必要があるので、共通理解する場として、沖縄県が「教職3年目経験者研修」で消費者教育講座を実施していますが、共通した認識を持てる場があれば、話も早くなるのかなと思えます。校長研修会や教頭研修会でも、消費者教育については話をさせていただいておりますので、学校全体として共通認識を持っていただくことが大切なのかなと思っています。

西村：

ありがとうございます。今日のご発表の中でも青森県で、カリキュラムマネジメントのための検討会をさまざまな教科の方が集まる中でやっていただく。そうすると、それぞれの持ち味というのでしょうか、教科の目標があるので、それぞれの教科の目標の中で、消費者教育を具体的に商業科、公民科、家庭科として位置付ける。それを家庭科ではこんなことをやっているんだということを理解して、公民科でお話をする、あるいは商業科ではこんなことをビジネス戦略としてやっているんだということを理解した上で、家庭科なり公民科でお話をする。受ける側の生徒は同一人物ですから、その対象である高校生たちに二重三重に授業展開をすることで、より効果が上がるだろうと思えました。

いろいろとお話をいただいてありがとうございます。今までのご質問に関して、何かお気づきの点あるいは他のご発表に対して、パネリストの皆さんから何かございますか。時間がだんだん押しまわりましたけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら、残りの時間が約20分を切ったということになってまいりましたので、最後に、皆様方から、パネリストお一人お一人から、ぜひ一言を頂戴したいと思っております。最後のご発言にもなるので、そういう意味では、この消費者教育の実践の成果を高めるためにどんな工夫、何が一番必要なのか。その実践の成果を求めて、ご経験からこれは強調したいと。あるいは理想論でも結構です。ぜひ、ご発言をお一人2分程度しか時間がございませんが、お願いしたいと思います。

では、青森県、長尾さんからよろしいですか。すみません、唐突で、よろしく願います。

長尾：

皆様、それぞれの県の状況に応じてやっていたらしゃるなど、すごく今日は勉強になりました。コロナ禍ということもあって、新しいことに、トライしてみたりというところがすごく大きな部分でもあります。あと1年ちょっとで来てしまう成年年齢引き下げのことを考えると、あれができない、これができないというより、教育委員会ははじめさまざまとところと連携をして、とにかくやっていくことが大事かなと改めて思いました。以上です。

西村：

ありがとうございます。増田さん、お願いしたいと思います。

増田：

これまでいろいろ取組ができたのは現場の先生方の大きな協力があつた賜物だと思っております。その成果を県内の高校の先生方にどう伝え、どう伝わっていくかがとても大事だなと感じております。

生徒の消費者力をアップするためには、ただ知識を教えるだけではなくて、学んだことを自分のものとし、それを他の人に伝えていく力、これが大事と思っております。伝えていくことで生徒は、例えば、地域の高齢者の方から褒められて、「よく伝えてくれたね。よく分かったよ。」と言われ、それが消費者力のアップにつながっていくと思っております。

一時的に知識として得たことが、やがては忘れられていくということもあると思うのですが、自分が伝えたということは忘れないと思うので、生徒が発表するたくさんの方をこれからも行政の方と協力しながら、つくっていったらなと思っております。以上です。

西村：

ありがとうございます。青森のテルミーダンス、非常に面白い取組だと思います。生徒を巻き込んで、生徒自身がそのビデオの中に登場するというような形で伝えていくことを今ご発言いただきながら思った次第です。

続きまして、沖縄県に入らせていただきますが、西原先生、いかがでしょうか。

西原：

本日、本当に貴重な機会をいただいて、たくさん勉強させていただいています。ありがとうございます。

私が今感じていることは2つあります。今、消費生

活センターで勤務させていただいているので、1つ目は、私自身が大事だと感じていることを、例えば、消費者通信のようなものを発行して知るきっかけになる機会を繰り返し提供することができたらと感じています。知れば、行動につながると思うので、生徒向けだったり、また、先生向けだったり、いろいろ検討をしてやっていけたらと感じています。

もう1つは、例えば、成年年齢が引き下げられた後、「ローン組まなければいいんでしょう」とか、「クレジットカードもつくらなければいいんでしょう」という声も聞こえたりしますが、実際どうするかは、それぞれが判断していくことになると思います。トラブル事例などを含めて学ぶ際、困ったとき、または困りそうになったときに、相談できる場所があるということを知ってほしいと感じています。

消費生活センターの役割だったり、ホットラインだったり、また国民生活センターさんのLINEなどがありますが、生徒たちは見知らぬ大人に相談するとか、電話をかけるということに非常に抵抗があると思います。何かトラブルに遭うことが決して間違いではなく、あなたがだめだということでもなく、相談できる場所があるということも強調して伝えていきたいと考えています。以上です。

西村：

ありがとうございます。情報誌を学校に配るとか、先ほど青森では、西高校でしたか、情報誌を生徒が作るということもありました。生徒参加型でできたら、面白いなという気がいたします。

平良先生、お願いします。

平良：

本日は貴重な機会をいただきありがとうございます。この報告をするに当たって、私自身のこれまでやってきたことを振り返ったり、また学校の先生方と連携を取ることができたことが、すごくいい機会だったなと思っております。

さまざまな地域の報告を聞いて、生徒が主体的に取り組むというところがすごく大事だなと思いました。学校の先生たちがリードする消費者教育もいいと思うのですが、青森県の取組のように、生徒たちがリードできるような取組にしていきたいなと思いました。

お金というものは使うだけではなく、生み出すものでもあると思います。なので、将来の自分たちが夢を叶えるために、どのように働いてお金を得るのか、そういうライフプランも含めて、本県のキャリア教育

と絡めていけたら、さまざまな視点で消費者教育に触れることができるのかなというのを思いました。

教育委員会として、できることは何かというのを西原先生と連携しながら考えていきたいと思いました。本日はどうもありがとうございました。

西村：

ありがとうございました。キャリア教育とのつながりというの、消費者教育で非常に重要な柱になっていますので、ぜひお進めいただきたいと思えます。

池垣先生、よろしいですか。お願いします。

池垣：

本日はありがとうございました。他県のいろいろなお話を聞いて、私もそういうことをやってみたいなど、いい刺激を受けることができました。

契約や消費というのは、被害につながるだけではなく、「応援消費」という言葉がある通り、大きな力があると思います。なので、18歳で成人になるからこそ、大人が若者の声により耳を傾けて、子どもや若い人が主体となって、より良い社会をつくっていく、消費者市民社会をつくり出していく、その手伝いをするのが私たち教員だと思っています。いろいろな社会とのつながりを授業の中で実践的に経験をさせることは授業者としても、すごくワクワクする楽しいことでもあるので、生徒主体ということを考えながら、関係機関とのネットワークを太く持って、授業をやりたいと思えました。ありがとうございました。

西村：

ありがとうございます。石田先生、お願いします。

石田：

本日は本当にありがとうございました。なかなかこういう他県のお話を聞く機会がないので、非常にいい経験になりました。ありがとうございます。

今年、1年、研修に出させていただいて、いろいろな形で消費者教育を考えるきっかけになりました。俯瞰的に見て、まだまだ埼玉県では教員への認知度が低いということがよく分かりましたので、まずは教員に対する何か啓発活動であるとか、そういったものから、やれることを探しているような状況です。

それに先駆けまして、来年度できれば、金融学習グループという金融広報委員会の独自のグループがあるので、そちらを立ち上げて、埼玉県の有志の先生方、それから相談員さんでも非常にやる気のある相談員さ

んがいらっしゃると思いますので、そういう方々と横のつながりを持てる機会を作ろうと今準備を進めているところでございます。

なので、そういう横のつながりをこれから始めていながら、生徒にできるだけ早く還元ができるような工夫を考えていきたいと思いますが、まずは教員へ消費者教育を広げるような活動を中心にやっていきたいと思えます。本日はありがとうございました。

西村：

ありがとうございました。それでは、原口先生、お願いします。

原口：

本日はコロナ禍ではございましたが、このような各県での教育活動について、情報共有できる貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございました。

埼玉県としては、消費者教育の関係課所と連携をし、関係機関へ命令研修で研究されている先生もいらっしゃいますので、消費者教育に関する良い事例研究ができてきていると感じております。

今後は、教科や部局を越えて消費者教育に関する事例研究を進め、成果を共有していきたいと思えます。例えば、消費者教育に関する研究チームを発足し、事例集の作成、オンラインを活用した情報共有の場の設定など、教育委員会として消費者教育を充実させていきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

西村：

ありがとうございました。それでは、最後になりますが、柿野さんから、今日、全体を通じたご発言ということで、よろしくをお願いします。

柿野：

ありがとうございます。最後に2点、お話をさせていただけたらと思えます。

一点目は、今日このズームで、セミナーを聞いてくださっている先生方へメッセージですけれども、おそらく学校内で消費者教育を取り組んでいこうといったときに、同じ思いを持つ仲間をつくっていく、チームをつくるということが、このカリキュラムマネジメントを考える上でも、とても重要になるのではないかと思います。今、三郷北高校の石田先生が相談員さんと横のネットワークをつくるというお話もありましたけれども、まずは学校の中で、そして関係者と共に横の

チームをつくって、この成年年齢引き下げに共に向き合っているような、仲間をつくっていただくことがすごく重要ではないかなと感じたのが一点です。

もう1つ、今日はあまり話題になりませんでしたけれども、小、中、高等の校種間の連携にも、もう少し視野を広げていけたらと思っています。先ほど西村先生のご講演の中で、教育委員会に対する調査を文部科学省が行ったところ、成年年齢引き下げで新たに、または拡充した消費者教育の有無ということで、「なし」が86.7%だったという結果が出ています。これは都道府県に限ったら、もう少し結果が違いますが、これの意味するところは義務教育を担当する市レベルの教育委員会の動きが、あまりまだ活発ではないということの意味していると思います。

ですので、今日は都道府県のというところでありましたけれども、消費者教育推進計画が全ての都道府県でできていますので、どのように義務教育における消費者教育を都道府県レベルで支援していくのかという視点であったり、いろいろな校種の先生に入ってもらうような研修会をしながら、お互いのつながりを意識していけるような場の設定なども、今後少し、視野に入れていくと、より充実した消費者教育の機会が広がっていくのではないかと感じました。今日は本当にありがとうございました。

西村：

ありがとうございました。今日のパネルディスカッション、いかがでございましたでしょうか。いろいろな、これからすぐ使えるようなお話も多分にあったかと思います。

私は今日のディスカッション全体を通じて伺い、印象的だった言葉をいくつかご紹介したいと思います。例えば、「教員が共通認識を持つ」ということがありました。これは授業研究会のような、全教員がというお話をしましたけれども、そういった形での教員の共通認識であったり、あるいは同じ学校の中の教科同士であったりということもあるかもしれません。あるいはカリマネとして、かかわる教科の先生方が一緒になって共通認識を持っていく。さまざまな取組が考えられると思います。

それから、「他人に伝える力」ということが最後に青森県の増田さんからお話がありました。私たちも何度もお話をすればするほど、ある意味、自分の頭の中に入っていく。先生方も同じ教科のお話するときに、クラスが6クラスあれば、だんだん、だんだん内容が濃くなっていくというような、私もそういう経験がありますが、

そういうところがあるかと思います。それだけ伝えることで、自分の頭の中が明快になっていくというのでしょうか。

同じように「生徒自身が伝える」、例えば、できた教材で、あるいはできることなら生徒自身が作った教材を持って老人ホームを訪問する、支援学校あるいは中学校を訪問するということで、高校生が中学生に教える、中学生が小学生に伝えるという講師を越えた取組をやっているところも実際にあります。伝えようとすれば、そのことを一生懸命理解しようと思いますし、質問が出たらどうしようということを考えたりもします。それだけ伝えていくということは、自分自身の力になっていく。まさに「消費者力」という言葉が的確だと思いますが、「生徒がリードしながら伝えていく」ということ、これは非常に印象的な言葉でした。

それから、何度も出ました「カリマネ」、これはカリキュラムマネジメントであります。今日お話を聞いていただいている学校関係者の方以外は、「カリマネって何だ」というように聞こえるかもしれません。要は1つの教科に限って、単独で教えていくのではなくて、同じ共通の子どもたちに、よりその力を身に付けていくために、いろいろな教科の先生たちが共通認識を持って、より学習効果を上げていく、カリキュラムをマネジメントしていく、教育過程をマネジメントしていくことだと思います。これは新指導要領の大きな課題にもなっています。アクティブラーニングと並んで重要な柱にもなっていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、この連携の方策として、いろいろなご示唆がありました。これもなかなか契約の細かい話になりますと、これは法律論になってくるので、本当に断れるのかとか。もちろん、通信販売、オンラインショッピングにクーリングオフがない。このくらいのところまでは学校の先生方が伝えることはできるわけであり、それはある意味、通販という、申し込むまでの時間的余裕があるから、切羽詰まって申し込むわけではないからということで、クーリングオフが認められてないわけです。そういったことだけではなくて、さらにはどんな契約で、どんな失敗がその契約を解消、取り消しができないのか。あるいは中にはクーリングオフの期間を越えてしまって、何とか解約ができたというようなケースも、消費者契約法上の解約はできるというケースもあるわけです。

こういった事例を多分にご存じなのは相談員の方、専門の弁護士の方であったりします。そういったところは、生徒からも質問が出るかもしれない。そういう

意味では、地域の専門家との協力も欠かせないと思います。

また、今日のテーマとして、責任ある消費者、これからの消費者市民としてどう生きていくか。この鍵は、もちろん、学校教育にも、地域の教育にもある。学校、家庭、さまざまな関係機関の協力、そういう中でこの消費者力を高めていかなければならない。もう待ったなし、来年4月1日から18歳成人が始まります。ここ、残り1年あまりの中で、ぜひ充実した消費者教育の展開ができるように、皆さんで考えてまいりたいと思います。

今日は長時間にわたりまして、パネリストの皆さん、ご協力ありがとうございました。また、オンラインという限られた制限の中で、受講・参加をしていただきました皆様方に厚く御礼申し上げます、このディスカッションを終わりたいと思います。ありがとうございました。

(了)